

看護師宿舎施設整備事業 概要

この概要については、令和5年度の国庫補助交付要綱等を元に作成していますので、今後、道の補助事業として実施する際に基準単価等の内容が変更される場合があります。

[目的]

離職防止対策の一環として、看護師宿舎の個室整備をすることにより、看護職員の定着促進を図ることを目的とし、看護師宿舎の施設整備についてその費用の一部を補助する。

[対象者]

国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合、市立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合、健康保険組合、社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人、日赤北海道支部、北海道厚生連、医療法人

[補助条件]

- (1) 看護業務見直し改善検討委員会等を設置し、申し送り時間の改善や省力化機器の導入等看護業務の改善に積極的に取り組んでいる病院
- (2) 院内研修等独自に離職防止対策を実施している病院

[補助基準]

基準額 = 基準面積 × 基準単価

基準面積 ※1	看護師1人当たり 33㎡	
基準単価 ※1	鉄筋コンクリート	1㎡当たり 262,300円
	ブロック	1㎡当たり 227,600円
	木造	1㎡当たり 262,300円

※1 基準面積・単価は事業における限度となる面積・単価であって建築面積・単価が基準面積・単価を下回る場合ときは、その建築面積・単価を基準面積・単価とする。

[対象経費]

病院の看護師宿舎の個室整備に伴う新築、増改築、改修に要する工事費、工事請負費（バルコニー、廊下、階段等共通部門を含む。）

[補助率]

交付基礎額の3分の1以内

[補助金の算定方法]

- (1) 基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付基礎額とする。
- (3) 交付基礎額に既存病床数の割合による調整率及び事業区分による補助率1/3を乗じて得た額

<参考>

看護師宿舎の個室整備（木造、看護職員10人）

(算定式)

・基準額

$$\text{基準面積} (10人 \times 33\text{㎡}) \times \text{基準単価} (262,300\text{円}) = 86,559,000\text{円} \dots \text{①}$$

・補助額

$$\text{交付基礎額①} 86,559,000\text{円} \times 1.00 \div 3 = 28,853,000\text{円}$$

※千円未満切捨

※ 既存病床数の割合による調整率（前年度3月31日現在）

既存病床数が医療計画上の基準病床数に占める割合（精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床、一般病床の合計）

- ・ 105%以上・・・0.95
- ・ 105%未満・・・1.00

※ 対象外経費

- ・ 土地の取得、整地に要する費用
- ・ 門、柵、塀、造園工事、通路敷設に要する費用
- ・ 設計その他工事に伴う事務に要する費用
- ・ 既存建物の買収に要する費用
- ・ その他の整備として適当と認められない費用